

令和3年2月12日

新潟市建設工事参加業者各位

西区役所建設課
財務部契約課

西建第54号 主要地方道新潟中央環状線赤塚他地内防雪柵設置（その2）工事
の特記仕様書について（お知らせ）

令和3年2月9日公告の「西建第54号 主要地方道新潟中央環状線赤塚他地内防雪柵設置（その2）工事」について、下記のとおりお知らせします。

記

「現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書」（別紙）を追加し、「現場代理人の常駐義務緩和」の対象工事とする。

以上

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 本工事は現場代理人の兼任を認めない。

2 「常駐を免除することができる期間」に該当する期間について

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合せ簿に定める。

(ア) 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間

(イ) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(ウ) 工事完成後、検査が終了し、事務手続き等のみが残っている期間で、常駐を免除できると工事発注所属長が認めた期間

(エ) 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間